群馬県立太田高等特別支援学校
校 長 室 通 信

２本のケヤキ

第１６６号　（令和８年１月８日）

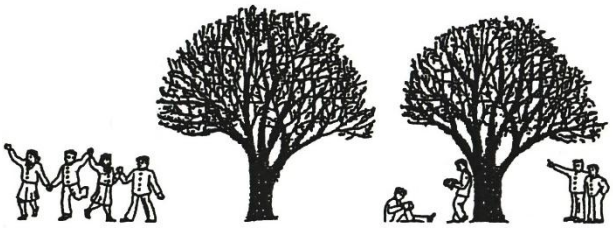

福祉制度の変遷

12月に開催された１･2学年の保護者会の中で、太田市障がい福祉課より「就労選択支援」という新しい福祉サービスについての説明がありました。日本の福祉制度は大きく変化し続けている実感があります。そこで今回は、これまでの福祉制度の歩みについてあらためてまとめてみました。

1.措置制度から契約制度へ（2003年）

それまでの行政がサービス内容を決める「措置制度」から、障害のある方が事業者と直接契約を結び、自己決定に基づいて利用する「支援費制度」へ移行しました。本人の尊厳と自己決定を尊重する理念が導入されましたが、一方で利用者急増による財源確保や地域格差などの課題も顕在化しました。

2.障害者自立支援法の制定（2006年施行）

支援費制度の課題を解消し、身体･知的･精神の障害種別で異なっていたサービス体系を共通化するために制定されました。当初はサービス利用費の１割を負担する「応益負担」が導入されましたが、「福祉の後退」との批判もあり、施行後の 2012年には所得に応じた「応能負担」へと見直されるなどの経緯を辿りました。

3.障害者総合支援法への改正（2013年施行）

国連の「障害者権利条約」批准に向けた国内整備として名称が「障害者総合支援法」に変更されました。主な改正点として、①難病等が新たに支援対象に追加されたこと、②グループホームの一元化など地域生活を支援する仕組みの再編、③「共生社会の実現」を理念に掲げ、地域社会での生活をより重視する姿勢が明確に示されました。

4.地域共生社会の実現に向けた取り組み（近年）

現在は「地域共生社会」の実現を目標に、高齢や障害などの分野を問わない「丸ごと」の相談支援体制の構築が進んでいます。さらに、医療的ケア児への支援強化や、今回紹介された就労支援の拡充など、より一人一人のニーズに寄り添う形へと改正が重ねられています。

日本の福祉制度は、行政主体の「保護」から、個人の「自己決定」を尊重し「地域社会で共に生きる」方向へと、理念と仕組みの両面で大きく変化し続けています。学校としてもこうした変化を捉え、子供たちの将来を支える一助となりたいと考えています。

館高特とのリモート交流

12月17日（水）、本校と館林高等特別支援学校（肢体クラス）による第２回交流学習を開催しました。今回は感染症対策と健康管理を最優先し、オンライン形式での実施となりましたが、画面越しでも両校の絆を深く感じる時間となりました。

クリスマスムード満載の衣装に身を包んだ生徒たちは、練習を重ねてきた歌やダンスを元気いっぱいに披露。最後には心のこもったプレゼント交換も行い、互いの存在を身近に感じる温かなひとときを共有できました。

同じ地域で共に学ぶ仲間として、役割を果たす中で得た「達成感」や、交流を通じて生まれた「親睦の輪」を、これからも大切に育んでいきたいと考えています。